

Weekly Report

第 750 号

令和6年6月10日

贈与税の申告状況(5年分)と本年適用の改正

◎**暦年課税**……1年間に贈与を受けた財産の合計額で課税する暦年課税(基礎控除110万円)を適用した方は46万1千人で、納税人員37万6千人の申告納税額は2985億円(1人当たり80万円)でした。

改正により、暦年課税で生前贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間が相続開始前7年以内に延長となりました(相続開始前3年超7年以内の贈与は総額100万円まで加算対象外)。令和6年1月以後の贈与で取得した財産に適用されるため、相続開始日が令和9年以後の場合に加算期間が3年を超えます(7年となるのは令和13年以後)。

◎**相続時精算課税**……特定の贈与者からの贈与について、暦年課税に代えて贈与税・相続税を通じた課税を行う相続時精算課税(特別控除2500万円)を適用した方は4万9千人で、納税人員5千人の申告納税額は563億円(1人当たり1216万円)でした。

改正により、令和6年1月から本制度を選択した特定贈与者から贈与に年110万円の基礎控除額が設けられました(基礎控除分は相続財産に加算されません)。また、贈与を受けた土地・建物が被災した場合に価額を再計算する特例も創設されました。

◎**住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度**……直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に贈与税が非課税(省エネ等住宅は1千万円、それ以外の住宅は500万円)となる制度を適用した方は6万2千人で、贈与を受けた住宅取得等資金4782億円のうち4482億円が非課税となりました。

改正により、令和6年1月から省エネ等住宅を新築等をする場合における省エネ性能の基準が見直されました。

労働保険(雇用・労災保険)の年度更新手続き

労働保険(雇用保険・労災保険)は、前年度の保険料を精算するための確定保険料と新年度の概算保険料を申告・納付する「年度更新」の手続きが必要となり、令和6年度の年度更新期間は6月3日～7月10日です(石川・富山は期限延長)。

令和6年度の保険料率について、雇用保険率は変更ありませんが、労災保険率は改定(全54業種のうち20業種)されています。

なお、今国会で雇用保険の適用拡大などを盛り込んだ改正雇用保険法が成立し、令和10年(2028年)10月から雇用保険の適用要件のうち週所定労働時間が「10時間以上」(現行20時間以上)に見直され、加入対象が拡大します。

休職者に対する所得税の定額減税(月次減税)

給与所得者に対する所得税の定額減税は、基準日在職者(6月1日現在で勤務しており扶養控除等申告書を提出している方)を対象に本年6月以後に支払う給与等の源泉徴収税額から減税額を控除する月次減税事務を行います。

休職扱いとなっており、給与が支払われていない方でも、6月1日現在で従業員の身分があり、扶養控除等申告書を提出している場合は基準日在職者に該当します。この場合、復職後に支払われる令和6年分の給与等から減税額を控除します。